

令和2年

第11回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

## 令和2年 第11回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和2年10月12日（月曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中 19名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中 13名出席

5 議事

- ・報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第35号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第37号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

## 7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 11 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。皆様には先般の農業委員会学習会につきましては、お忙しいところ出席ありがとうございました。「人・農地プラン」につきましては、農業委員会の主要な業務であります。今後各地域におきまして座談会が予定されていますので協力よろしくお願いいたします。また、これから寒さが増してまいりますので、体調管理にはお気を付けください。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 3 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 50 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 5 件、第 4 条によるもの 2 件、第 5 条によるもの 8 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 2 件、利用権の設定 48 件、使用貸借権の設定 5 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 1 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、7 番委員、8 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 10 号の 50 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 50 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 10 号について質問はございませんか。

16 番農業委員 順位 6 番の案件ですけど相続人代表から個人へと解約報告がなされていますが、これは相続がなされたから解約の手続きを行ったのでしょうか。

事務局 相続が完了したので、相続人本人の所有となったものによる解約報告です。

16 番農業委員 わかりました。

議長 他に質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 他に質問がないようですので、以上で報告第 10 号を終わります。続きまして、議案第 35 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 5 件、4 条 2 件、5 条 8 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 35 号農地法第 3 条による許可申請の 5 件の譲受人は、いずれも農地法

第3条及び同施行規則第17条2項2号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位1番から5番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条5件は決定します。

つづきまして、第4条2件、第5条8件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第35号農地法第4条による、転用許可申請の2件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から2番までの、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の8件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から順位8番までの、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。新型コロナウイルスの関係で事務局より簡潔に転用案件についての補足説明をお願いいたします。

事務局 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北東へ約3kmのところになります。申請面積は87㎡で、隣接地に住宅を建築した際に一部が農地に入り込んでいたため、追認申請するものです。雨水については、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。なお、申請地は建物登記をする際に判明したため、始末書が添付されております。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北東へ約2.9kmのところになります。申請面積は279㎡で、隣接地の住宅の進入路として使用していたため、追認申請するものです。雨水については、浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。なお、申請地は、現在通路等で使用しており始末書が添付されております。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から南東へ、約5kmのところになります。申請面積は76㎡で、隣接地の住宅の一部として以前から使用していたため、追認申請するものです。雨水については、浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。なお、申請地は、住宅の一部となっており顛末書が添付されております。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から南西へ、約1.4kmのところになります。申請者の業務拡大に伴い隣接する資材置場では、不足しており申請面積1,553㎡の敷地を資材置場として計画するものです。雨水は地下浸透及び隣接水路へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。なお、代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から南へ、約400mのところになります。太陽光発電による自然エネルギーの供給地として有効利用するため太陽光発電施設を建設するものです。申請面積は1,292㎡で、太陽光パネル252枚、出力49.5kwの設備を建設する計画です。排水は、雨水のみで、地下浸透による排水となっております。区長の同意も得ております。農地区分は、JR赤水駅から500m未満の第2種農地であり、代替地の検討も行った結果の建設となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北へ、約4kmのところになります。申請人が熊本地震で被災したので、申請面積1,103㎡の敷地に2階建て農家住宅（延床面積210.73㎡）を建設するものです。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽を経由し隣接の水路へ放流。雨水についても隣接水路へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、南側に農地の広がりがある第1種農地ですが、例外規定であります集落内で被災された方が居住集落から分散してしまうことで集落の維持管理や農地の管理が出来ない場合には、それを防ぐこと目的として例外として認められると規定されており、阿蘇市農政課の阿蘇農業振興地域整備計画の変更承認を得ての申請ですので転用可能の判断となります。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から東へ、約650mのところになります。現在の住まいは借地に建っているため、建て替えを期に、申請面積396㎡の敷地に個人住宅（延床面積138.5㎡）を建設するものです。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽を経由して道路内排水管へ放流。雨水については隣接

の側溝へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がりかたが10ヘクタール未満の第2種農地です。なお、代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位6番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から南へ約430mのところになります。現在借家住まいのため、申請面積470㎡の敷地に個人住宅（延床面積108.06㎡）を建設するものです。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽を経由し隣接水路へ接続。雨水についても隣接の水路へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、市役所から500m以内の第2種農地です。なお、代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位7番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から南へ約430mのところになります。現在借家住まいのため、申請面積335㎡の敷地に個人住宅（延床面積139.5㎡）を建設するものです。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽を経由し隣接水路へ接続。雨水についても隣接の水路へ放流する計画となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、市役所から500m以内の第2種農地です。なお、代替地等の検討を行った結果の計画となります。

○ 5条順位8番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から南東へ、約150mのところになります。申請面積321.34㎡の敷地にコインランドリーを計画するものです。内訳は、建屋55㎡、駐車場70㎡となっております。排水については、合併浄化槽を経由して隣接の水路へ放流、雨水についても隣接水路へ放流となっており区長の同意も得ております。農地区分は、JR赤水駅から300m未満第3種農地であり、原則許可となります。

以上で現地調査の報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。ご審議願います。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議長 なければ4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

12番農業委員 5条の順位4番の件について質問します。この案件は、特例として農家住宅が出来るということですが、今後この住宅と隣接する箇所については転用が可能ですか。

事務局 委員が言われるとおりに農家住宅が建てば、その次に、農家住宅隣接地は転用可能箇所となります。なお、あくまでも農業振興地域外での転用申請です。

12番議員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

4番委員 5条の2番ですが、登記簿が山林で、現況が畑の場合は、登記台帳が山林ある場合、転用申請は必要ないのではないですか。

事務局 登記簿が山林であっても、現況が畑の場合は転用申請が必要となります。あくまでも現況主義であるので、今回は、畑として利用権の設定が行っていたこともあり今回の申請となっております。

12番委員 貸し借りをを行う時点で山林として、わからなかったものでしょうか。

事務局 今回のところは、登記簿山林の一部が畑となっていたものと、推察されます。今現在は、荒廃地の状態となっております。借り手の方も借り受け面積が多く農家台帳の帳簿を見てまとめて、貸し借りを行ったものと思われ実際は、現在耕作されておられません。

4番委員、12番委員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条2件、5条8件は決定します。

これで議案第35号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

議長 続いて議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第36号所有権移転の2件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から順位2番までの、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第36号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転2件は決定します。

議長 次に議案36号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第36号2番の利用権設定の48件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位48番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第 36 号 2 番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定 48 件は決定します。

議 長 次に議案 36 号 3 番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第 36 号 3 番の使用貸借権設定の 5 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 5 番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 36 号 3 番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありますか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定 5 件は決定します。

これで議案第 36 号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 37 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 6 番委員と 18 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 37 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 37 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 37 号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。